

石巻地方広域水道企業団指名停止措置業者一覧

平成30年11月28日現在

登録区分	承認番号	事業者の名称又は商号	指名停止期間		指名停止理由	
コンサル	3011	㈱栄和技術コンサルタント	平成30年10月15日～平成31年2月14日	4か月	措置要件:12 (独占禁止法違反行為)	当該業者は、大崎市及び大崎市土地開発公社発注の特定関連業務又は宮城県北部土木事務所発注の特定建設関連業務の入札において、平成30年7月26日に公正取引委員会から独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、同法第7条第2項の規定による排除措置命令及び第7条の2第1項の規定による課徴金納付命令を受けたもの。
コンサル	3015	㈱大崎測量設計 コンサルタント	平成30年10月15日～平成31年2月14日	4か月	措置要件:12 (独占禁止法違反行為)	当該業者は、大崎市及び大崎市土地開発公社発注の特定関連業務又は宮城県北部土木事務所発注の特定建設関連業務の入札において、平成30年7月26日に公正取引委員会から独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、同法第7条第2項の規定による排除措置命令及び第7条の2第1項の規定による課徴金納付命令を受けたもの。
コンサル	3020	㈱加美測量設計事務所	平成30年10月15日～平成31年2月14日	4か月	措置要件:12 (独占禁止法違反行為)	当該業者は、大崎市及び大崎市土地開発公社発注の特定関連業務又は宮城県北部土木事務所発注の特定建設関連業務の入札において、平成30年7月26日に公正取引委員会から独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、同法第7条第2項の規定による排除措置命令及び第7条の2第1項の規定による課徴金納付命令を受けたもの。